

2014年5月28日

文部科学大臣 下村 博文 様

NPO 法人 食品と暮らしの安全基金  
代表理事 小若順一  
埼玉県さいたま市中央区本町東 2-14-18  
TEL:048-851-1212 FAX:048-851-1214

### 子どもが福島県に修学旅行へ行かないよう申し入れ

私たちは2012年からウクライナに行き、極低線量の食事による被曝健康影響調査をしている市民団体です。

低線量汚染地域で、頭痛、足痛、めまい等の自覚症状が多数出ていることを発見し、放射能の摂取量を減らす食事改善プロジェクトで、食事1kg中に1.1ベクレルのセシウム137があると頭痛が発生していることを実証しました。

詳細は、別添『放射能被害の新事実』『放射能被害に希望』で報告しておりますので、ご覧ください。

さて、5月12日、原発事故の影響により福島県への修学旅行が激減していることを受けて、埼玉県市町村長会議で、佐藤雄平福島県知事が「福島県は安全」とアピールし、「子どもの研修、修学旅行を福島県で。若者たちに来て、見て、食べて、感じていただきたい」と講演しました。

このことについて、下記の2点を申し入れます。

#### 記

1. 福島県産の農産物は、今でも1ベクレル/kgをはるかに超えて放射性セシウムが検出されるものが多数ある。「不検出」の農産物でも、検査の検出限界が1.1ベクレル/kgを超えているものがほとんどで、安全性に不安がある。

そのような食品を多く食べている福島県では、健康を損ねている子どもが多いと考えられるが、政府も県も自覚症状に関しては健康調査をしていない。

1ベクレル/kgを超える食材が多い地域に、他県の子どもを修学旅行に行かせて、わざわざ内部被曝を多くするのは犯罪的行為である

「復興支援」の名のもとに、福島県外から福島県へ子どもたちを修学旅行や研修旅行に行かせないよう早急に措置を取っていただきたい。

2. 一般食品が100ベクレル/kgまで放射性セシウムによって汚染されていても安全とする現行基準は、ウクライナの調査結果から考えると、人の健康を損ねる危険な基準である。

せめて学校給食に関しては、子どもを守るために100倍安全な基準を設定して、福島県だけでなく他県の子どもたちも守っていただきたい。

以上